

■ 事前周知：第9条

- 以下の周辺住民等に対し、あらかじめ説明会を開催するなど事業計画に関する周知を行う必要があります。
 - ア 特定事業区域の敷地境界線から水平距離20m以内に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者等
 - イ 特定事業区域及びその周辺の地域の自治会等の範囲に存する建築物の所有者、管理者及び居住者等
 - ウ 特定事業の施行に要する工事車両の運行経路及び予定建築物等を往来する車両の主要な経路となる道路のうち、特定事業区域から幅員6.5 m以上の道路に至るまでの道路に面する建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者
 - エ 特定事業区域及びその周辺の地域の自治会が加入する自治連合会等の代表者及び当該代表者が説明を要すると認めた者
 - オ 特定事業により影響を受ける者であって、市長が必要と認めたもの

■ 太陽光発電設備の設置に関する基準：第12条

(1) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

- ・ 地盤の安定性・勾配
 - ・ 擁壁の設置・構造
 - ・ 斜面地への設置する場合の安全性
 - ・ 排水施設・調整池の設置
- 等

(2) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項

- ・ 濁水発生の防止のための措置
 - ・ 眺望景観保全地域の景観保全
 - ・ 色彩・材料の配慮
 - ・ 反射光への措置
- 等

(3) 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項

- ・ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務の遵守
 - ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令の遵守
 - ・ 電気設備の技術基準の解釈と同等又はそれ以上の技術的内容の確保
- 等

■ 太陽光発電設備の設置者等には保全義務があります：第17条

- 許可対象となる規模の太陽光発電設備の設置者等は、災害又は自然環境等の保全上の支障が生じないように、**太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持**しなければなりません。
- 重大な影響を及ぼすおそれがあるときは災害の防止又は良好な自然環境等の保全のため**必要な措置を命令**します。

■ 違反者の公表：第21条

- **勧告に従わなかった場合、改善命令等に違反した場合は、事業者名等を公表**します。